

(地震災害対策編)

【 目 次 】

《地震災害対策編》

第1部 総則

第1章 計画の目的等	1
第1節 計画の目的	1
第2節 計画の性格	1
第3節 計画の理念	2
第4節 計画の修正	3
第5節 計画の周知	3
第6節 計画の運用・習熟	3
第2章 防災関連機関の業務の大綱	4
第3章 市民及び事業所の基本的責務	10
第4章 市の地域特性及び災害特性	12
第5章 災害の想定	13

第2部 地震災害予防

第1章 地震災害に強い施設等の整備	21
第1節 土砂災害・液状化等の防止対策の推進	21
第2節 防災構造化の推進	26
第3節 建築物災害の防災対策の推進（耐震診断・改修の促進等）	30
第4節 公共施設の災害防止対策の推進	32
第5節 危険物災害等の防止対策の推進	41
第6節 地震防災緊急事業五箇年計画の推進	42
第7節 地震防災研究の推進	44
第2章 迅速かつ円滑な震災応急対策への備え	45
第1節 防災組織の整備	45
第2節 通信・広報体制（機器等）の整備	49
第3節 地震等観測体制の整備	53
第4節 消防体制の整備	55
第5節 避難体制の整備	58
第6節 救助・救急体制の整備	68
第7節 交通確保体制の整備	72
第8節 輸送体制の整備	75

第9節	医療体制の整備	77
第10節	その他の震災応急対策事前措置体制の整備	80
第11節	複合災害対策体制の整備	87
第3章	市民の防災活動の促進	88
第1節	防災知識の普及啓発	88
第2節	防災訓練の効果的実施	92
第3節	自主防災組織の育成強化	95
第4節	住民及び事業者による地区内の防災活動の推進	100
第5節	防災ボランティアの育成強化	101
第6節	企業防災の促進	104
第7節	要配慮者の安全確保	105
第3部	地震災害応急対策	
第1章	活動体制の確立	108
第1節	応急活動体制の確立	108
第2節	情報伝達体制の確立	116
第3節	災害救助法の適用及び運用	121
第4節	広域応援体制	126
第5節	自衛隊の災害派遣	130
第6節	技術者、技能者及び労働者の確保	136
第7節	ボランティアとの連携	139
第8節	災害警備体制	142
第2章	初動期の応急対策	144
第1節	地震情報等の収集・伝達	144
第2節	災害情報・被害情報の収集・伝達	147
第3節	広報	152
第4節	消防活動	157
第5節	危険物の保安対策	159
第6節	水防・土砂災害等の防止対策	160
第7節	避難の勧告・指示、誘導	162
第8節	救助・救急	172
第9節	交通確保・規制	174
第10節	緊急輸送	178
第11節	医療・助産・メンタルケア	184
第12節	要配慮者への緊急支援	194
第3章	事態安定期の応急対策	197
第1節	避難所の運営	197

第2節	食料の供給	201
第3節	応急給水	205
第4節	生活必需品の給与	208
第5節	感染症予防対策	212
第6節	動物保護対策	214
第7節	し尿・ごみ・死亡獣畜・障害物の除去対策	215
第8節	行方不明者の捜索、遺体の処理等	220
第9節	住宅の供給確保	224
第10節	文教対策	227
第11節	義援物資等の取扱	231
第12節	農林水産業災害の応急対策	233
第4章	社会基盤の応急対策	237
第1節	電力施設の応急対策	237
第2節	ガス施設の応急対策	240
第3節	上水道施設の応急対策	242
第4節	農業集落排水施設の応急対策	243
第5節	電気通信施設の応急対策	245
第6節	道路・河川等の公共施設の応急対策	247
第7節	鉄道施設の応急対策	249
第4部	地震災害復旧・復興	
第1章	公共土木施設等の災害復旧	251
第1節	公共土木施設等の災害復旧事業等の推進	251
第2節	激甚災害の指定	253
第2章	被災者の災害復旧・復興支援	254
第1節	被災者の生活確保	254
第2節	被災者への融資措置	263

